

とき

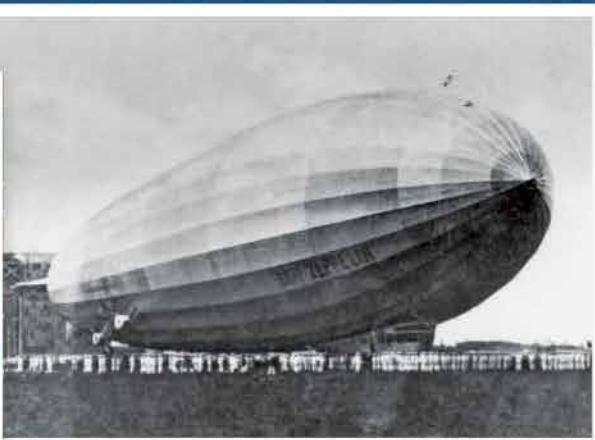
TOKINO KIRAMEKI

季のきらめき

茨城県行政書士会情報誌



自転車のまち つちうら



ツェッペリン号



CONTENTS

Vol.13

◆ ユキマサ君がゆく 「ツェッペリン号から 自転車へ～土浦市」

- ◆ こんにちは！行政書士です。
- ◆ 「セルフメディケーション税制」って何？
- ◆ 在留資格「特定技能」とは
- ◆ 茨城県行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を実施

1+1サ君かわ

ツェッペリン号から 自転車へ



土浦市

風を切って走る
のも最高だニャ！



今回は、続日本100名城の一つである土浦城址を
はじめ深い歴史を抱え、かつ現在自転車のまちと
して新しく生まれ変わった土浦市を巡って
みました。

遠く歴史を紐解けば、アジアでも唯一の大型飛行船の格納庫が
霞ヶ浦海軍航空隊の飛行場に移築され、ツェッペリン伯号 (LZ127) が
世界一周の途中に飛来したという史実はご存知でしょうか？

また、現在、JR土浦駅前開発が進み、つくば霞ヶ浦りんりんロード
の中央を担う旧筑波鉄道の線路跡を整備したサイクリングロード
に続き、駅構内を自転車を押して進めるよう整えられ、駅地下にシャ
ワールーム完備の、自転車のまちとして、日本でも初めての試みが注
目を集めています。

そんな歴史深く今注目の土浦市を、散策してみましょう。



ツェッペリン格納庫と見物人の山

TSUCHIURA CITY



土浦城って？

平安時代に平将門が砦を築いたという伝承がありますが定かではなく、永享年間(1429-41)に若泉三郎が築城したのがはじまりともいわれています。その後、城主が幾度か変わりつつも、貞享4年(1687年)以降、明治維新に至るまで、土屋家が約200年間にわたり長く治め、常陸国では水戸藩に次いで大きな領地でした。



維新後、本丸御殿は新治県の県庁、後に新治郡の郡役所等として活用され、また、現在土浦城二ノ丸跡には土浦市立博物館が建てられ、復元された東櫓が付属展示館となっています。

①まちかど蔵「大徳」 ②土浦城の絵図 ③本丸の櫓門

ツェッペリン号着陸って？



1929年8月19日、当時世界最大の飛行船ドイツのツェッペリン伯号(LZ127号)が、世界一周の途中、現在の阿見町(土浦市の隣)に位置した霞ヶ浦海軍航空隊の飛行場に寄港しました。この出来事は、一般の人々のみならず、政界の要人・文豪にも注目され、見物用の臨時列車も運行し、その全長235メートルという巨大な雄姿を一目見ようと30万人を超える見物人が、殺到しました。ツェッペリン伯号に人々は圧倒され、「君はツェッペリンを見たか！」が当時の流行語になりました。

(※ちなみにボーイング747型機の全長は76.3メートル)

ツェッペリン号とは

ツェッペリン伯爵が発明したドイツの硬式飛行船で、1900(明治33)年に第1号が完成します。以後、硬式飛行船一般をさして「ツェッペリン」と呼ぶほどにこの飛行船は成功をおさめました。客室は二階建てで、20以上の個室と食堂、ラウンジと読書室、シャワールームに、バー、喫煙室を有し、大きな窓から眼下の展望が楽しめ、小型のグランドピアノが置かれ、ダンスパーティーも催され、まさに「空飛ぶ豪華客船」でした。

▲ツェッペリン伯号新聞記事

土浦市の歴史

最後の城主土屋家そしてツェッペリン伯号飛来！



江戸時代の呉服店を改修した土浦まちかど交流館「大徳」、観光案内やレンタサイクルの貸出を行っています。



③

②

①

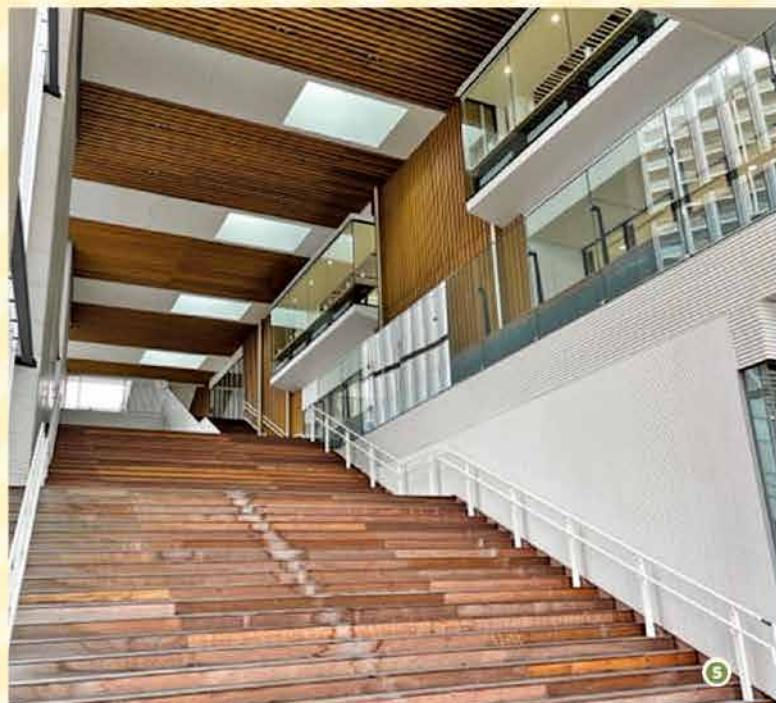
全国初！ 駅直結サイクリング拠点!! 生まれ変わった土浦駅!!



ナショナルサイクルルート（令和元年11月国交省指定）の「つくば霞ヶ浦りんりんロード」のサイクリング拠点として、JR常磐線土浦駅ビル内に「りんりんスクエア土浦」（平成30年3月）が、川口運動公園に隣接して「りんりんポート土浦」（平成31年3月）が開業しました。

待ったなしの環境配慮重視のご時世も相まって、国の「自転車活用推進計画」、「いばらき自転車活用推進計画」とともに、「土浦市自転車のまちづくり構想」が力強く推進され、日本初の取り組みを含め、今、土浦が日本中の注目を集めています！

- ①シャワールーム完備のサイクルポート
- ②土浦名物のハス田
- ③桜のトンネルをサイクリング！
- ④手ぶらでらくらくレンタサイクル
- ⑤生まれ変わった駅前から市立図書館へと続くステップガーデン



市立図書館

土浦駅前再開発ビル「アルカス土浦」に、市民ギャラリーとともにオープンし、生まれ変わった駅前では、マルシェやコンサート、ワイン講座など、さまざまなイベントが開催されています。詳しくは土浦市HPをご確認下さい。

博物館には
名刀がたくさん
あるぞ！



ご存知でしょうか？土浦城址にある市立博物館は、知る人ぞ知る名刀の宝庫で、国宝1口、重要文化財4口、重要美術品6口を含む土浦藩土屋家の刀剣、その数なんと85口を所蔵しています。

土屋家刀剣の主なものは、二代藩主政直（まさなお）が所有していたもので、将軍家から下賜されたものや他の大名家から贈られたものなど、土浦藩九万五千石のシンボルであり、家宝として歴代藩主によって大切に伝えられてきたものが多く含まれています。



▲土屋家の刀剣



御朱印ならぬ
御城印を
集めてみては？

今や、御朱印をしのぐほど人気の御城印、令和3年4月より、土浦城御城印は新デザインも発表され、土浦城とゆかりの深い城主の家紋をほどこしたものがコレクター垂涎となっています。ご来城記念として土浦市立博物館（休館の場合は土浦市観光協会（まちかど蔵「大徳」）にて販売しております。郵送はしておりませんのでぜひ足をお運びください。



▲レンコン商品



▲ツエッペリンカレー

「季のきらめき」第13号の発刊、おめでとうございます。



土浦市長
安藤真理子

茨城県行政書士会の皆様におかれましては、市政各般にわたり、多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

土浦市は、東に霞ヶ浦、西に筑波山を臨む、水と緑に恵まれた歴史と伝統のある茨城県南部の中核都市として発展してきました。

また、総延長約180kmのナショナルサイクリルートに指定された「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の結節点に位置し、世界に誇れる「自転車のまち つちうら」を推進しています。

本市にお越しの際は、サイクリングで歴史ある街並みと雄大な自然をお楽しみください。

5

こんにちは！行政書士です。

こんにちは！行政書士です。

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、あるいは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行います。

行政書士には、行政事務経験者、行政書士試験合格者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達がおります。令和3年9月末現在、全国で会員登録者数は50,428名となっており、茨城県行政書士会には、1,192名が会員登録しています。

行政書士が行うことのできる業務範囲は、個々の業務内容を書き記し説明することは不可能に近いほど広範囲に及びます。依頼人にとっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実に配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めます。

一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成28年4月1日に行政不服審査法が施行されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等の行政不服申立て手続代理および書類の作成が出来ることになっております。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

その業務範囲は広く、日々の生活からお仕事まで、
皆さまのそばに寄り添っています。

事業許可や免許の 申請に関すること

- ・建設業許可申請
- ・宅建業免許申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・介護施設、
特別養護老人ホーム開設許可申請
- ・貨物自動車運送業許可申請
- ・倉庫業の許可申請
- ・飲食店営業許可申請
- ・風俗営業許可申請
- ・入札参加資格審査申請

経営実務や経営相談 に関すること

- ・株式会社等法人設立関係書類作成
- ・会計記帳、決算書類の作成
- ・各種議事録、社内規定の作成
- ・各種契約書、協議書、
合意書の起案、作成
- ・公的機関助成金、融資手続き
- ・雇用、賃金についての相談
- ・経営コンサルティング

くらしの相談、トラブル防止 に関すること

- ・遺言書、遺産分割協議書、相続
- ・内容証明郵便の作成
- ・契約解除通知、
クーリングオフ手続き
- ・交通事故調査
- ・自賠責保険の請求手続き
- ・著作物の登録
- ・任意後見手続き、
介護施設等入居契約
- ・在留許可申請、帰化許可申請

住宅、不動産 に関すること

- ・住宅賃貸借契約書
- ・不動産売買契約書
- ・建築請負契約書
- ・農地転用許可申請
- ・開発行為許可申請





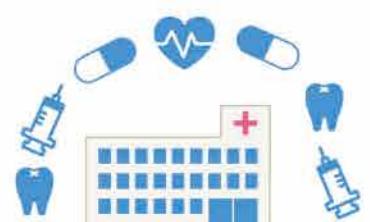
「セルフメディケーション税制」って何？

「セルフメディケーション税制」 って何？



医療費控除の特例として、ドラッグストアなどでセルフメディケーション税制対象医薬品を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。

医療費 控除



控除対象

治療費や医薬品の購入

対象額

10万円以上（上限200万円）

セルフメディケーション 税制

これが目印

セルフメディケーション 税控除 対象

控除対象

OTC医薬品の一部

対象額

1万2千円以上（上限8万8千円）

どちらか
一方のみか



世帯で年間購入額が1万2,000円以上の場合に
セルフメディケーション税制の利用が可能です。

シール



なるほどニヤ～



医療費控除を行っている場合、セルフメディケーション税制は申告できません。どちらか片方のみ申告できます。



スイッチOTC医薬品購入額が
1万2000円を超えてますか？

超える

超えない

医療費が
10万円^(*)を
超えてますか？

超えない

超える

医療費が
10万円^(*)を
超えてますか？

超える

超えない

AとBを比較して…

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| A | スイッチOTC医薬品購入額
-1万2000円 (最大8万8千円) |
| B | 医療費-10万円 ^(*) |

Aが大きい

Bが大きい

セルフメディケーション税制

医療費控除

控除
対象外

スイッチOTC医薬品購入額及び医療費から保険金等で補填される金額は除く

*その年の総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等×5%

※税務については、最寄りの税務署または税理士の先生にお尋ねください。

「人生100年あなたに寄り添う行政書士」

9 在留資格「特定技能」とは

在留資格「特定技能」とは

「特定技能」とは、日本国内で人手不足が深刻とされている特定産業分野(14業種)において、即戦力となる外国人材の就労が可能になった在留資格です。



在留資格について

特定技能の在留資格には「特定技能1号」「特定技能2号」の2種類があります。

特定技能1号

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定技能2号

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
(14業種の中で「建設」と「造船・船舶工業」の2分野のみ1号からの移行が可能)

	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで	3年、1年又は6か月ごとの更新(上限なし)
技能水準	試験等で確認(技能実習2号を良好に終了した者は試験等免除)	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を良好に終了した者は試験等免除)	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認められない	要件を満たせば可能(配偶者、子)

特定技能外国人を受け入れる分野(特定産業分野)について

特定技能分野は、14分野あります。(令和2年7月1日時点)

特定産業分野	従事できる業務	特定産業分野	従事できる業務
介護	身体介護および付随する支援業務(訪問系サービス不可)	造船・船用工業	溶接、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、電気機器組立て
ビルクリーニング	建物内部の清掃業務	自動車整備	自動車の日常点検整備・定期点検整備・分解整備
素形材産業	鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、塗装、溶接	航空	空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等)と、航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)
産業機械製造業	鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、塗装、鉄工、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、金属プレス加工、溶接、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、工業包装	宿泊	フロント・企画・広報・接客・レストランサービス等の宿泊サービスの提供
電気・電子情報関連産業	機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装	農業	耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)
建設	型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ／表装、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工	漁業	漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保藏、安全衛生の確保等) 養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫・処理、安全衛生の確保等)。
		飲食料品製造業	飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)
		外食業	外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)

企業が特定技能外国人を雇用するための主な基準

① 外国人と結ぶ雇用契約が適当である

- 日本人と同等以上の報酬額である・労働時間は通常の労働者の所定労働時間と同等である
- 相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事させる 等

② 機関自体が適当（5年以内に出入国・労働法令違反がない）

- 5年以内に入管法及び労働法令等における違反がない・5年以内に技能実習を取り消されていない
- 1年内に非自発的離職者を発生させていない・労働保険、社会保険、税金が納付済みである 等

③ 特定技能外国人への支援体制・支援計画が適切

- 事前ガイダンスの提供・出入国する際の送迎・住居確保・生活に必要な契約支援
- 生活オリエンテーションの実施・公的手続等への同行、各種手続きについての情報提供・支援
- 日本語学習の機会の提供 ● 相談・苦情への対応・日本人と交流促進・離職時の転職支援 等

※③の支援体制について企業は、自社で支援責任者と担当者を置き支援体制を整えるか、[登録支援機関](#)に委託するかして支援を行う責任があります。

登録支援機関とは

外国人受入れを行う企業である「受入れ機関（特定技能所属機関）」は、特定技能外国人に対して業務や日常生活を円滑に行えるように、「支援計画」を作成し、支援を行うことが義務付けられています。「登録支援機関」は、その支援を受入れ機関に代わって行うことが可能な機関です。



特定技能と技能実習の違い

	特 定 技 能	技 能 実 習
目 的	国際貢献、技能移転	日本における人手不足解消
対 象 職 種	14業種（2号は2業種）	85職種156作業
在 留 期 間	特定技能1号:最大5年 特定技能2号:無制限	技能実習1号:1年以内 技能実習2号:2年以内 技能実習3号:2年以内 通算5年

1 制度の目的

技能実習制度は、発展途上国出身の方に日本の高い技術を現場での実習を通して習得し、帰国後に培った技術を広めるという「国際貢献」が制度の目的なのに対し、特定技能制度は、日本企業の「人手不足を補う」ことを目的としています。

2 在留期間

技能実習制度においては、技能実習2号修了で3年、3号就労で通算5年という在留期間しかありません。特定技能制度においては、技能が熟達し、2号特定技能へ移行できれば、在留期間の更新上限がなく働くことができます。

3 対象職種

技能実習制度における対象職種は、85種類156作業（令和3年3月16日時点）で、特定技能制度における対象職種は14業種（特定技能2号は2業種）となっています。

2021年11月8日現在 政府は、特定技能のうち熟練者について、事実上在留期限の撤廃をする方針。

「まずはお近くの行政書士にご相談ください。」

茨城県行政書士会の取り組み

業務研修会の実施

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの専門部会が設置されており、各々の主催により業務に関するスキルアップ研修を実施しています。

また、職業倫理・災害支援相談員養成などについて多くの研修を実施し、会員個々の資質向上に努めています。



無料相談会の開催

毎週電話無料相談窓口を設置し、相続など市民の皆さまのご相談、許認可など事業者の皆さまのご相談をお受けしています。

県内各支部においても無料相談会、セミナーなど、地域の皆さまに身近な法律家として活動しています。



中小企業支援

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、持続化給付金の申請等に関する相談会を県内各所で開催いたしました。今後も、許認可申請にとどまらず、事業継承、補助金や給付金の申請など、中小企業を取り巻く社会環境・経営課題に対応し、その事業の継続、経営の安定と強化に寄与してまいります。



法教育の実践

近年、全国の学校で、早い段階から遵法精神や法的思考を学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになってきています。

茨城県行政書士会では、県内の小学校において「著作権」や「国際化」などの身近なテーマで出前講座を行っています。法に基づく考え方や社会制度の理解など学校教育に貢献していきます。

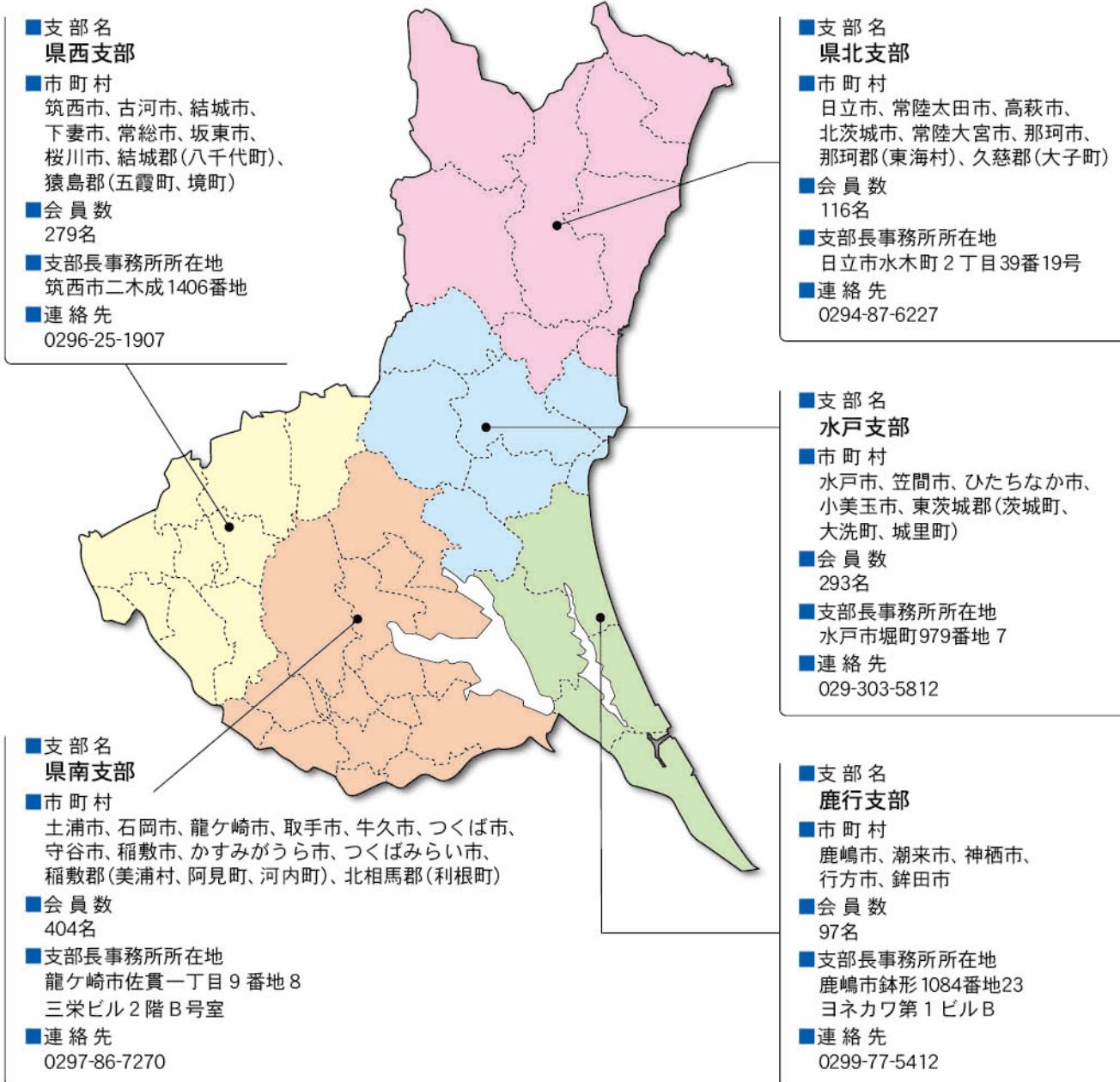


災害支援

茨城県行政書士会では、大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を県内29市町村と締結しています。今後も不測の事態に備え、さらに体制強化に努めてまいります。



支部のご紹介



(令和3年11月末現在)

行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することができます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索

<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/> TEL 029-305-3731

令和3年度 無料相談会一覧

※日程は諸事情により変更または中止になる場合があります。

令和3年12月1日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
あ	阿見町	中央公民館 1階 多目的室 (要予約)	毎月第3日曜日 (12/19・1/16・2/20・3/20)	午後1時～後4時半	予約先:担当 池田 090-7216-6219 【予約日時】 平日の午前9時～午後1時
い	石岡市	石岡市国府地区公民館 1階 (要予約)	毎月第3土曜日 (12/18・1/15・2/19・3/19)	午後1時～午後4時	予約先:担当 若山 0299-43-0536
い	稻敷市	稻敷市役所 1階相談室 (要予約)	原則毎月第2・第4日曜日 (12/12・12/26・1/9・1/23・2/13・2/27・ 3/13・3/27)	午前10時～正午	予約先:稻敷市役所 総務課 029-982-2000 【予約日時】 相談日当日の午前8時半～午前11時
い	茨城町	茨城町役場本庁舎 2階会議室1	毎月第2水曜日 (12/8・1/12・2/9・3/9)	午後1時～午後4時	秘書広聴課 029-292-1111
う	牛久市	牛久市役所 分庁舎 1階相談室 (要予約)	毎月第4土曜日 (12/25・1/22・2/26・3/26)	午後1時～午後4時	予約先:担当 小野寺 080-7855-2121
お	大洗町	大洗町役場 1階ロビー	毎月第3火曜日 (12/21・1/18・2/15・3/15)	午後1時～午後4時	大洗町役場 029-267-5111
お	小美玉市	小美玉市役所 (旧美里町役場) 1階または2階会議室	毎月第3火曜日 (12/21・1/18・2/15・3/15)	午後1時～午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111
か	笠間市	笠間市役所(旧友部町役場) 庁舎内会議室	毎月第3水曜日 (12/15・1/19・2/16・3/16)	午後1時～午後4時	笠間市役所 0296-77-1101
か	河内町	河内町農村環境改善センター (要予約)	毎月第3土曜日 (12/18・1/15・2/19・3/19)	午前10時～正午	予約先:担当 塚本 090-8509-3622
き	北茨城市	北茨城市役所 401会議室 406会議室(3/3) (要予約・市民に限る)	12/2・1/7・2/2・3/3	午後1時～午後5時	予約先:北茨城市役所 まちづくり協働課 0293-43-1111
こ	五霞町	中央公民館	2/19	午前10時～午後1時	担当 細井 0280-33-3685
さ	境町	境町中央公民館 2階小会議室	原則最終日曜日 (12/26・1/30・2/27・3/27)	午後1時～午後4時	担当 肥後 090-3043-1916
さ	桜川市	岩瀬庁舎 第一庁舎	12/13・2/14	午後1時～午後3時	担当 下条 0296-76-5162
し	常総市	常総市役所 水海道庁舎 市民ホール	12/14・1/11・2/8・3/8	午後1時～午後4時	担当 飯塙 0297-42-5880
し	城里町	城里町役場 2階会議室	毎月第2火曜日 (12/14・1/11・2/8・3/8)	午後1時～午後4時	城里町役場 029-288-3111
ち	筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	12/18・2/19	午前10時～午後3時	担当 渡邊 0296-24-6795
つ	つくば市	つくば市役所 3階302会議室 (要予約)	12/16・1/13・2/10・3/10	午後1時～午後4時	予約先:担当 冷岡 090-2663-8541
つ	土浦市	土浦市役所 3階相談室 (要予約・市民に限る)	毎月3木曜日 (12/16・1/20・2/17・3/17)	午後1時半～午後4時半 (30分ごと)	予約先:土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111
と	東海村	東海村社会福祉協議会 ボランティア室① (要予約・村民に限る)	12/10・1/14・2/18・3/11	午後1時～午後3時	予約先:東海村社会福祉 協議会 担当 大貴 029-283-0205
は	坂東市	坂東市岩井公民館	1/30	午後1時～午後4時	担当 原 0297-35-0481

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
ひ	日立市	日立市役所 市民相談室 (要予約・市民に限る)	奇数月第2水曜日・偶数月第2・4水曜日 (12/8・12/22・1/12・2/9・2/24・3/9)	午後1時～午後4時	予約先：日立市役所 広報戦略課 0294-22-3111
	常陸太田市	常陸太田市役所 本庁2階 201会議室 (要予約・市民に限る)	毎月第3月曜日(月曜が祝日の場合は翌日) (12/20・1/17・2/21・3/22)	午後1時半～午後5時	予約先：担当 大和田 0294-23-1766
	ひたちなか市	ひたちなか市役所(本所) 1階ロビー	原則毎月第1・第3・第5木曜日(奇数木曜日) (12/16・1/6・1/20・2/3・2/17・3/3・ 3/17・3/31)	午後1時～午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
み	水戸市	水戸市役所 1階 市民相談室併設相談室	毎週木曜日 (12/2・12/9・12/16・12/23・12/30・ 1/6・1/13・1/20・1/27・2/3・2/10・2/17・ 2/24・3/3・3/10・3/17・3/24・3/31)	午後1時～午後4時	水戸市役所 市民相談室 029-232-9109
		茨城県立図書館 3階会議室3	原則毎月第2金曜日 (12/10・1/14・2/11・3/11)	午後4時～午後7時 2/11(午後1時～午後4時)	茨城県立図書館 029-221-5569
			原則毎月第3土曜日 (12/18・1/15・2/19・3/19)	午後1時～午後4時	
も	守谷市	中央公民館	毎月第2土曜日 (12/11・1/8・2/12・3/12)	午後1時～午後4時	担当 片平 0297-44-9967
や	八千代町	中央公民館	2/26	午前10時～午後1時	担当 細井 0282-33-3685

※最新の情報は行政書士会HPでご確認下さい。

地域に根差した行政書士へ



茨城県行政書士会
会長 古川 正美

“季のきらめき”をご覧頂き有り難うございます。

この“季のきらめき”は、茨城県内の各街を訪問し、その街の素晴らしいところを、改めて認識して頂き、併せて、行政書士の業務を皆様方に知って頂くための情報誌として刊行致し、今回で13冊目となります。

今回は、土浦市を訪問致しました。古き良き街並みを残しつつ、新しい街にリニューアルしつつある街の風景をご紹介させて頂きました。改めて散策すると魅力一杯の街です。

皆様も、是非、お時間を作って頂き、素敵な街土浦を訪れてみてはいかがでしょうか。

又、巻末には行政書士の業務も紹介させて頂きました。なかなか行政書士は何をしているのか、ご理解して頂けない所が有ります。私たちの業務は多岐に亘っておるため、その一部ですが紹介させて頂きました。これを機に、皆様の身近にいる法律家として、ご気軽にご相談頂ければ幸いです。



年2回発行

発行所 〒310-0852
水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会
TEL (029)305-3731
FAX (029)305-3732



発行者 会長 古川 正美
編集 担当副会長 郡司 孝夫
広報・監査部 石神 敏子
大嶋 薫
加藤 正樹

印刷所 コトブキ印刷株式会社

ご感想をお寄せ下さい
E-mail : info@ibaraki-gyosei.or.jp

一人で悩まず気軽に相談!

茨城県行政書士会 市民相談センター

電話無料相談



(ユキマサ君)

毎週 木曜日 (祝日は除く)

午後1時30分～午後4時30分

☎029-305-3731

自動車に
関すること

契約書の
作成に
関すること

農地活用に
関すること

相続や
遺言書に
関すること

中小企業の
支援に
関すること

運送業・
建設業・宅建業に
関すること

土地開発に
関すること

法人設立に
関すること

飲食店等の
営業許可に
関すること

身近な暮らしの相談 ビジネスの相談

外国人の
手続に
関すること

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局
までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。

茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732
URL:<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

後援 公益財団法人
茨城県開発公社



茨城県行政書士会

検索



季のきらめき

Vol.13

令和3年
12月15日発行

編集・発行 茨城県行政書士会 〒310-0852

水戸市笠原町978番25(茨城県開発公社ビル5F)

TEL.029-305-3731 FAX.029-305-3732

<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>